

○御嶽宿さんさん広場の設置及び管理に関する条例施行規則

平成22年3月25日

規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、御嶽宿さんさん広場の設置及び管理に関する条例（平成22年条例第4号。以下「条例」という。）の規定に基づき、御嶽宿さんさん広場（以下「さんさん広場」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 さんさん広場の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで
- (2) 前号の期間を除く毎週水曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。

(開館時間)

第3条 開館時間は、午前6時から午後10時までとする。

(開館日等の変更)

第4条 町長は、前条の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合又は特別な事情がある場合においては、休館日に開館し、若しくは開館日に休館し、又は開館時間を変更することができる。

(使用の許可申請等)

第5条 条例第4条第1項の規定により、さんさん広場の使用の許可を受けようとする者は、御嶽宿さんさん広場使用許可申請書（別記様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請に基づき使用の許可をした場合は、御嶽宿さんさん広場使用許可証（別記様式第2号）を交付するものとする。

3 さんさん広場の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用をする際に町長に前項の許可証を提示し、その指示に従わなければならない。

(入場の制限)

第6条 町長は、さんさん広場の管理上必要と認めるときは、次に掲げる者の入場を制限することができる。

- (1) 公共の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれのある者
- (2) 泥酔した者又は禁止薬物を使用していると認められる者
- (3) その他入場させることが適当でないと認められる者

(使用料の減免)

第7条 条例第8条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する場合の基準及び割合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 町が主催し、又は共催する行事に使用する場合 100分の100
- (2) 町内に所在する公立学校が教育の目的で使用する場合 100分の100
- (3) 町内に所在する幼稚園及び保育園が使用する場合 100分の100
- (4) 町又は教育委員会の後援を受けた者が使用する場合 100分の100

(5) 御嵩町まちづくり活動等応援補助金交付事業実施要綱(令和5年訓令甲第49号)第6条第6項の規定により御嵩町まちづくり活動団体名簿に登録されている団体が、その補助対象の目的を達成するために使用する場合 100分の100

(6) 前各号のほか町長が特に必要と認めた場合 町長が定めた割合
(減免の申請)

第8条 条例第8条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、御嶽宿さんさん広場使用料減免申請書(別記様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、使用料の減免を決定したときは、御嶽宿さんさん広場使用料減免決定通知書(別記様式第4号)により前項の規定により申請をした者に通知するものとする。

(使用料の還付)

第9条 条例第9条ただし書の規定に基づき使用料を還付することができる場合及び額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 天災その他の使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなかった場合 全額

(2) その他町長が特に必要と認めた場合 町長が適当と認める額

2 使用者は、前項の規定により使用料の還付を受けようとするときは、御嶽宿さんさん広場使用料還付申請書(別記様式第5号)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、使用料の還付の決定をしたときは、御嶽宿さんさん広場使用料還付決定通知書(別記様式第6号)により前項の規定により申請をした使用者に通知しなければならない。

(施設の損傷等の届出)

第10条 条例第12条の規定による届出は、御嶽宿さんさん広場損傷(亡失)届(別記様式第7号)によるものとする。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。